

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年6月1日付けで行った別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）に係る令和2年度分の固定資産税及び都市計画税（以下併せて「固定資産税等」という。）賦課処分（内容は別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

本共有地の存在は認識していたが、課税対象とは知らず、昭和29年より支払った実績がない。共有者氏名表を見ると既に土地を売却した人や故人が含まれ対象者に支払いをお願いすることは不可能である。当方の所有分に対して納税することはやぶさかでないが、他人の分に支払うことはしたくない。

また、平成7年7月26日に当時の共有者8名による検討の結果、当該地に隣接し有効に使用することができる〇〇、〇〇、〇〇の三

者に対し他の共有者が無償譲渡することが決められた。その後に登記手続きが行われなかったことについては不明である。共有者の筆頭になっただけで、当該土地を共有することに何ら益を得ない者に請求するのは如何なものと思う。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 5月20日	諮問
令和3年 7月28日	審議（第57回第1部会）
令和3年 8月26日	審議（第58回第1部会）
令和3年 9月21日	審議（第59回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 固定資産税等の賦課期日について

法359条によれば、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とされており、また、法702条の6によれば、都市計画税についても同様とされている。すなわち、固定資産税等の納税義務者、課税客体、課税標準等の課税要件は、賦課期日現在の状況によって確定されるものである。

##### (2) 台帳課税主義について

法343条1項によれば、固定資産税は、固定資産の所有者に

課するとされており、また、法702条1項によれば、土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる」とされている。

法343条2項及び法702条2項によれば、上記の「所有者」とは、土地については、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうとされており、法は、固定資産税等の納税義務者につき、いわゆる台帳課税主義を採用している。

そして、法が固定資産税等の賦課について台帳課税主義を採用したのは、「徴税機関をして一々実質的所有権の帰属者を調査させ、所有者の変動するごとにその所有期間に応じて税額を確定賦課させることは、徴税事務を極めて複雑困難ならしめるものであることにかんがみ、徴税の事務処理の便宜上、納税義務者の判定にあたっては、画一的形式的に登記簿上の所有名義人を所有者として取り扱えば足りるとしたものであり、こうした地方税法の規定に照らすと、賦課期日である毎年1月1日現在登記簿上に所有者として登記されている者は、真実の権利関係の如何にかかわらず、それだけで当該年度の固定資産の納税義務を負うというべきである。したがって、成立に争いのない登記簿謄本により、賦課期日現在、土地の所有者として登記されていた事実が認められる以上、仮に、賦課期日において、既に所有権者でなくなっていたとしても、土地についての固定資産税の賦課を決定した処分自体は法律の規定に基づいた適法な処分というべきであつて、何ら違法なものということとはできない」ものと解されている。同様の趣旨を述べるものとして、福岡地方裁判所昭和56年4月23日判決（行政事件裁判例集32巻4号616頁参照）がある。

### (3) 共有物に対する固定資産税等の課税

法10条の2は、共有物に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負うことを定め、法10条は、地方団体の徴収金の連帯納付義務等については、民法の規定（民法43

6条及び437条並びに441条ないし445条)を準用する旨を定めている。

民法436条は、債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定により数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。と定める。

都における固定資産税等の課税に係る具体的な事務処理方法を定める「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱いについて(通達)」(令和2年3月25日付31主資固第392号主税局長通達。以下「課税事務提要」という。)第3章・第14節・1によれば、「固定資産税等に係る連帯納税義務者に対する納税の告知は、共有物件等の連帯納税義務者で既に告知済の納税者(以下「筆頭共有者」という。)以外の連帯納税義務者(以下「その他の共有者」という。)全員に対して行なうものであり、都税の徴収上必要な場合に行う。」とされており、そうすると、固定資産税等の納税の告知は、まず筆頭共有者1名に対して行い、他の連帯納税義務者に対しては、筆頭共有者が納税しない等の事情が生じたときに、初めてその他の共有者に納税告知を行うものである。また、筆頭者の決定について、課税事務提要第3章・第1節第3・3によれば、土地家屋(補充)課税台帳の作成及び異動処理にあたり、「土地又は家屋の所有権が共有の場合には、持分の多少に関係なく、登記済通知書によって通知のされる最初の人をもって筆頭者とし、所有者名を「筆頭者外何名」と表示する。ただし、名宛人(筆頭者)変更届が出された場合はこの限りではない。また、筆頭者が賦課期日前に死亡した場合には、職権による筆頭者変更をすることができる。」とされている。

この取扱いは、本件の適用において合理的である。

2 これを本件についてみると、本件土地に係る全部事項証明書による

と、本件賦課期日現在、本件土地の登記簿においては、請求人を所有者（持分8分の1の共有者）とする公示がなされていることが明らかである。このことについて、処分庁が、同登記簿及び権利に関する土地登記済通知書並びに自らの調査結果に基づいて作成（上記1・(3)）を行った本件土地課税台帳の記載により確認し、請求人を、本件土地に係る令和2年度の固定資産税等の連帯納税義務者と認めた上で、共有者の1人であって、本件土地課税台帳に筆頭者として記録された請求人に対して納税通知書を送付することにより、本件処分を行ったものと認められる。

そうとすると、本件処分は、上記1の法令の定めにもとづいてなされたものであり、違法又は不当とすべき点は何ら認められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、前記（第3）のように主張して、無償譲渡の合意があること、共有者の筆頭になっただけで、他の共有者分を含めた固定資産税等を課税した本件処分は違法・不当であると述べる。

しかし、本件処分は上記2のとおり法令等の規定に基づく適正な処分と認められることから、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

また、請求人の主張するように、請求外〇〇さん、同〇〇さん、同〇〇さんの三者に対し、本件土地の請求人持分が無償譲渡されていたとしても本件固定資産税等は登記簿に登録されている者が納税義務者となるものである（1・(2)）ことから、請求人の主張には理由がない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)